

デジタル庁
告示第 号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第四百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改 出 後 | 改 出 前 |
|---|---|
| <p>第2 用語の定義</p> <p>[1 略]</p> <p>2 インターフェイスシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、コアシステムと法第19条第8号に規定する情報照会者（同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。以下同じ。）又は情報提供者（同条第9号に規定する条例事務関係情報提供者を含む。以下同じ。）（以下「情報照会者等」という。）の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される<u>電子情報処理組織</u>（当該電子情報処理組織にクラウドサービス（「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和3年9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定）におけるクラウドサービスをいう。以下同じ。）を利用する場合にあっては、当該クラウドサービスは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されているものに限る。）</p> <p>[3～11 略]</p> | <p>第2 用語の定義</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 インターフェイスシステム 情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、コアシステムと法第19条第8号に規定する情報照会者（同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。以下同じ。）又は情報提供者（同条第9号に規定する条例事務関係情報提供者を含む。以下同じ。）（以下「情報照会者等」という。）の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電子計算機その他の機器により構成される<u>電子情報処理組織</u></p> <p>[3～11 同左]</p> |
| 備考 表中の「」の記号は挿記を意味する。 | |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。